

## 令和6年第1回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和6年1月26日 午前9時00分~9時15分
2. 開催場所 土佐町役場2階会議室
3. 出席委員 (10名)  
1 式地数一・2 秦泉寺博隆・3 藤尾建・5 窪内一雄・7 西村園・8 和田勇  
9 西村尚・10 細川盛次・11 近藤秀幸・14 川村耕貴
4. 欠席委員(4名) 4.宮元務・6 仁井田亮一郎・12 西村美佐江・13 澤田順一
5. 職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 出島美穂・和田彩香
6. 議事日程

### 議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について

### その他

報 告 農地法第3条の3届出について

### 7. 会議の次第

事務局:おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立に過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は宮元務委員、仁井田亮一郎委員、西村美佐江委員、澤田順一委員の4名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後発言をお願いします。それでは会長をお願いします。

会長:おはようございます。令和6年第1回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。9番西村尚委員、11番近藤秀幸委員の2名を指名致しますのでよろしくをお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局:第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可は農地を農地のまま所有権や賃借権などの権利を設定するもので、町農業委員会が許可をだす権限を持ちます。今回は1件の申請がありました。1件目について説明します。

#### 【内容説明】

会長:私からは補足はありません。

会長:他に質疑等ありませんか。

他委員:ありません。

会長:ないようですので、採決を行います。本件の農地法第3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は許可することに決定しました以上で議案審議を終わります。その他について、事務局より何かありませんか。

事務局:農地法第3条の3第1項の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した場合、農業委員会に届け出が必要となっています。農業委員会は届け出のあった日から40日以内に受理または不受理の通知を届出者に出します。総会で報告後、受理通知をするほか、事前に通知し、直近の総会で事後報告することもできます。

今回1件の届出があり、本件はその報告です。先程、3条で譲渡した方になります。

#### 【内容説明】

会長:次回について事務局よりお願いします。

事務局:次回の農業委員会についてお知らせします。次回は2月28日、水曜日、9時から開催します。開催の際には開催通知を郵送します。以上です。

会長:他にご意見ありませんか。それでは以上で第 1 回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会長

武地 教一

議事録署名委員

西村 尚

議事録署名委員

近藤 春幸